

平成25年11月1日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成25年8月30日（金） 13時30分～16時

2 会場

県庁北棟5階B会議室

3 出席者名

藤井会長、藤村委員、對馬委員、木村委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 2名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【(仮称) ドン・キホーテ弘前店に係る新設について】

本件について、事務局から資料2に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 多くの予測地点において、夜間における騒音レベルの最大値が基準超過となっているものの、保全対象壁面等での予測では基準を満足している。防音壁については、隣接する住民が高さ2メートル程度のものを希望するのであれば問題ないものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【(仮称) ニトリ青森店に係る新設について】

本件について、事務局から資料3に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

① 通学路となっている店舗南側市道の夜間の防犯上の配慮について、現状は更地であるが、建物の設置により状況は良くなるものと思われる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、円滑な誘導、冬季における除排雪の徹底などの対策について十分な配慮をすること。また、通学路となっている店舗南側市道への搬入車両入出庫時における場合等、店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保の対策について、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【テックランド弘前2号店に係る新設について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【(仮称)メガ弘前城東北店に係る変更について】

本件について、事務局から資料5に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 県道拡幅工事完了後の出庫車両の誘導対策について配慮されているが、工事完了前の右折出庫に関する配慮についても付帯要望において注意喚起すべきと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかに

ついて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、また、近隣に病院があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 県道拡幅事業完了前における右折出庫についても、周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、十分な配慮をすること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【イオン七戸ショッピングセンターに係る変更について】

本件について、事務局から資料6に基づき、届出内容及び庁内連絡会議関係課の意見について説明を行った。

本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準を超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いします。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。